

仕 様 書

1. 件名

国立高等専門学校機構本部自動販売機設置及び管理運営業務 一式

2. 事業の目的

国立高等専門学校機構本部（以下、「高専機構本部」とする）における教職員等の福利厚生のため自動販売機の設置及び管理運営を行うことを目的とする。

3. 事業の内容

高専機構本部における飲料の自動販売機の設置及び管理運営業務

4. 契約期間

令和4年7月1日～令和9年6月30日

なお、自動販売機の設置（転倒防止作業含む）は、現設置業者との契約期間が令和4年6月30日までであることから、現設置業者の撤去作業後、10日以内を目安に行うこと。具体的な撤去・設置スケジュールについては、現設置業者と当機構が調整した後、受託者と調整を行うこととなる。

5. 実施場所

国立高等専門学校機構本部事務局（八王子）（東京都八王子市東浅川町701-2）
公告時点における設置予定場所は別図のとおり。

6. 禁止事項

- ① 酒類及び類似品の販売は認めない。
- ② 受託者は一切の商取引を自らの名義で行うこととし、当機構の名義を使用してはならない。
- ③ 設置及び管理運営にかかる一切の業務を、第三者へ委託してはならない。

7. 自動販売機の設置及び管理業務

受託者は、自動販売機の設置及び管理業務を自らの責任で行う。

【ア. 自動販売機等に求める機能等】

- ① 設置する自動販売機は1台とし、1m×2m（2㎡）の範囲に収まるサイズとすること。
- ② 一度に取り扱える商品数が30以上であること。
- ③ 省エネ・グリーン購入法対応仕様のものであること。
- ④ 偽造通貨・紙幣の使用防止対策が施されていること。また、「自動販売機の据付基準」（日本自動販売機工業会）を遵守し、犯罪防止に努めること。
- ⑤ 電子マネー決済が可能であること。なお、交通系電子マネー（Suica・PASMO等）は必須とする。
- ⑥ 自動販売機の設置にあたっては、設置場所の特性・事情を鑑み、適正な転倒防止対策を施すこと。
- ⑦ 自動販売機は、法令等で定める定期点検等を行い、故障が生じないように努めること。

- ⑧ 可能な限り、ユニバーサルデザインの自動販売機を設置すること。当初にユニバーサルデザインの自動販売機の設定ができない場合には、可及的速やかにユニバーサルデザインの自動販売機導入に向けて真摯に対応すること。

【イ. 販売する飲料に求めること】

- ① 販売する飲料は、ペットボトル、缶（スチール・アルミ）及びガラス瓶飲料とする。
- ② 販売する飲料は、受託者の提案によるものとするが、年間販売品、季節商品及び新商品等、広く利用者の要望を満たす形で適宜入れ替えを行うよう、月に1度は高専機構本部財務課契約係にヒアリングを行うこと。また、経口補水液もしくはスポーツ飲料を1種類以上常備すること。

なお、自動販売機における販売商品は複数メーカーを取り揃えることとし、一部メーカーの商品に偏ることがないこと。

- ③ 販売する飲料の価格は、教職員等の福利厚生目的であることを考慮し、より安価な金額設定とすること。

販売価格はメーカー希望小売価格より最低でも一律20円を値引くこととし、提供予定価格を提示すること。

具体的な販売価格は、別途提出される企画提案書に記載された提案を基に決定するものとする。

なお、物価変動等で当初提示値引き額の維持が困難となることが想定される場合は、価格改定を希望する旨を高専機構本部財務課契約係へ文書をもって申し入れ、両者協議のうえで変更することとする。

- ④ 商品を購入する際、商品補填時の人為的ミス又は機械的誤作動等により選択した商品と異なる商品が出てきた場合には、誤商品を返品する場合に限り返金にて対応すること。
- ⑤ 賞味期限切れの飲料が販売されることのないよう品質管理に努めること。
- ⑥ 販売する飲料は正規の流通ルートで入手したものに限りすることとする。
- ⑦ 適正な在庫補充及び衛生管理に努めること。
- ⑧ 関係法令を遵守し、飲料の販売にあたって必要な関係機関等への届出を行うこと。

【ウ. その他】

- ① 在庫補充にあたっては、教職員等の通行等の支障とならないよう留意すること。
- ② 敷地内で在庫補充等に携わる者は、名札を着用すること。
- ③ 代金の回収及びつり銭の補充は、受託者が行うこと。

飲料の販売及びつり銭にかかる利用者からの苦情は速やかに受託者が対応にあたること。

なお、利用者の要望については、高専機構本部契約係と協議のうえ対応にあたることとする。

- ④ 自動販売機に併設した場所（該当スペースがない場合はその付近）に、販売する飲料の種類（ペットボトル、缶（スチール・アルミ）、ガラス瓶）に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置するとともに、受託者の責任で回収すること。

なお、自動販売機で販売している飲料以外の使用済み容器がある一定の割合で混入する可能性が考えられるが、それは本契約の範囲内とし、高専機構本部では対処しない。

ただし、使用済み容器以外のものが混入した場合に限り、高専機構本部の責任において回収し、警告等の再発防止対策を取ることとする。

また、受託者の責任により、販売する飲料の種類（ペットボトル、缶（スチール・アルミ）、ガラス瓶）の混在を認めた使用済み容器の回収ボックスを設置することで回収ボックスの減数を

図る場合には、適正に分別処理することを前提に認める。

- ⑤ 自動販売機及び使用済み容器の回収ボックス付近は、受託者が適宜清掃し、衛生管理に努めることとする。
- ⑥ 自動販売機への故障等（つり銭トラブルを含む）のクレームに対する対応は、受託者において速やかに処理することとし、連絡先を自動販売機の数につくところへ明示すること。
- ⑦ 自動販売機設置場所の移動又は撤去については、高専機構本部からの要望がある場合には、協議のうえ、誠意をもって対応すること。
- ⑧ 販売商品（衛生管理に起因するものを含む。）及び自動販売機に起因する事故による当機構又は第三者への賠償は、受託者の責任において全て行うこと。
- ⑨ 当機構において自動販売機設置場所を含めた改修工事が行われる際、工事期間中の使用を見合わせるか、又は必要がある場合は撤去又は協議のうえ移設すること。
使用の見合わせ、撤去、移設又は再設置にかかる費用は受託者が負担すること。

6. 売上手数料

具体的な売上手数料は、毎月の売上高の5%を最低限担保とすること。詳細については別途提出される企画提案書に記載された提案を基に決定するものとする。なお、販売手数料は求めないこととする。

契約後の物価変動等で当初提示した手数料の維持が困難となることが想定される場合は、手数料改定を希望する旨を高専機構本部財務課契約係へ文書をもって申し入れ、両者協議のうえに変更することとする。

受託者は、売上高に契約書に定めた売上手数料を四半期ごとに高専機構本部の指定口座に納付すること。その際、併せて各月の売上高及び売上数量を報告すること。

7. 不動産貸付料

受託者は、当機構から送付される請求書により、指定口座へ不動産貸付料を支払うものとする。年間（12ヶ月）の不動産貸付料額は、別紙記載の1台で合計5,280円の予定である。

なお、令和4年度以降に高専機構規則や消費税法の改正があった場合には、不動産貸付料額は料金の見直しが図られる予定である。

不動産貸付にかかる手続きは毎年度末更新とする。

契約当初は契約時点において速やかに申請書を高専機構本部財務課契約係へ提出すること。なお、毎年3月末をもって年度更新とするため、更新期限に至る2ヶ月前（1月末）までに受託者から当機構に対して同手続きを行うこと。

振込にかかる手数料は、受託者の負担とする。

8. 光熱水料

受託者は、使用した光熱水料費を当機構が指定する口座へ期限までに振り込むこと。光熱水料は、受託者において取り付けた子メーターに基づき、高専機構本部財務課契約係において毎月検針する。なお、振込にかかる手数料は受託者の負担とする。

9. 必要経費

以下の必要経費は、受託者が負担するものとする。

- ① 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費，移設費等
- ② 自動販売機の管理上，必要な機器（検針用の子メーター）類の取付費，原状回復に係る費用
- ③ その他，自動販売機の維持管理に係る費用全て

10. 原状回復

受託者は、契約期間が満了するとき又は契約書に基づき、契約が解除されたときは速やかに原状回復すること。

11. 大規模災害発生時の自動販売機内飲料の取扱い

当機構所在地において大規模災害が発生した際、自動販売機内にある飲料を緊急対応として被災者へ支給することにつき、契約書で定めた範囲での無償提供を認めることが可能であること。

12. その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は別途協議する。

自動販売機販売実績

年 度	設 置 場 所	台数	販売実績 (本数)
令和2年度	高専機構本部棟1階エントランス	1台	9,867本
令和3年度		1台	11,440本

建物配置図

